

名古屋市公報	平成29年 4月12日	第1203号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972－2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目	次	ページ
条	例	
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例		
	(市経・地域振興課) (第36号)	3
告	示	
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第253号)	5
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第254号)	6
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第255号)	7
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託		
	(市経・消費流通課) (第256号)	8
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第9号)	9
○ 個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について	(第10号)	10
交 通 局 告 示		
○ ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷの発売について	(第4号)	12
公	告	
○ 農業委員会農地部会の開催公告	(農業委員会)	14

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第36号）

1 改正内容

次のとおり新たにコミュニティセンターを設置します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市苗代コミュニティセンター	名古屋市守山区小幡南一丁目19番12号

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 4 月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第36号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

名古屋市鳥羽見コミュニティセンター	名古屋市守山区鳥羽見二丁目17番43号
-------------------	---------------------

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市告示第 253号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成29年 4月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）
名古屋市中区錦三丁目 3番 8号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区新茶屋一丁目 708番、田、 1,000平方メートル
始め 1,928筆、田、計1,431,696.26平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
安井 次男、名古屋市港区西福田一丁目 709番地
始め 533名
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権（農地中間管理権）
 - (2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得
 - (3) 存続期間 平成29年 5月30日から平成39年 5月29日まで
 - (4) 借賃 10アール当たり 6,000／年
 - (5) (4) の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 254号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成29年 4月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）
名古屋市中区錦三丁目 3番 8号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - (1) 名古屋市港区西福田五丁目1502番、田、 352平方メートル
 - (2) 名古屋市港区西茶屋四丁目 122番、田、 459平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
 - (1) 溝口 千恵、名古屋市港区西福田五丁目1502番地
 - (2) 山田 英喜、名古屋市港区秋葉二丁目14番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権（農地中間管理権）
 - (2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得
 - (3) 存続期間 平成29年 5月30日から平成34年 5月29日まで
 - (4) 借賃 10アール当たり 6,000／年
 - (5) (4) の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 255号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成29年 4月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）
名古屋市中区錦三丁目 3番 8号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - (1) 名古屋市港区新茶屋五丁目 407番、田、 770平方メートル
 - (2) 名古屋市港区新茶屋五丁目 408番、田、 1,000平方メートル
 - (3) 名古屋市港区小川一丁目90番、田、 650平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
 - (1) 若松 哲、名古屋市港区新茶屋五丁目 405番地
 - (2) 鈴木 ふじ子、名古屋市港区大西三丁目55番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権（農地中間管理権）
 - (2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得
 - (3) 存続期間 平成29年 5月30日から平成44年 5月29日まで
 - (4) 借賃 10アール当たり 6,000／年
 - (5) (4) の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 256 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により本市が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 3 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 受託者

名古屋市中区錦一丁目 5 番 13 号
オリックス名古屋錦ビル 9 階
日美株式会社
代表取締役社長 長谷川 裕一

2 委託期間

平成 29 年 4 月 3 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市教育委員会告示第 9号

教育委員会定例会の開催について

平成29年 4月12日午前10時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

平成29年 4月 5日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

教育委員会規則の改正に関する専決処分について

名古屋市指定文化財の指定について

平成30年度使用教科用図書採択基本方針について

特別職人事について

名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について

名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について

名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第10号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、平成29年 4月 7日から施行します。

平成29年 4月 7日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

個人演説会等公営施設設備及び費用額 西区の表中

「

名古屋市立 榎小学校	体育館	476	椅子 500脚 500人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	☒ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
---------------	-----	-----	-----------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------

」

を

「

名古屋市立 榎小学校	体育館	476	椅子 500脚 500人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	☒ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 なごや小学校	体育館	871	椅子 500脚 500人	☒ 有	☒ 無	☒ 有	☒ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

」

に改め、

「

名古屋市立 南押切小学校	体育館	532	椅子 100脚 100人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 なごや小学校	体育館	506	椅子 300脚 300人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 なごや小学校分校	体育館	479	椅子 300脚 300人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

を

名古屋市立 南押切小学校	体育館	532	椅子 100脚 100人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
-----------------	-----	-----	-----------------	---	---	---	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------

に改め、

名古屋市立 榎小学校	プレイルーム	93	椅子 0脚 60人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
---------------	--------	----	--------------	---	---	---	-------	-------	-------	---	-------	-------	-------

を

名古屋市立 榎小学校	プレイルーム	93	椅子 0脚 60人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
名古屋市立 なごや小学校	特別活動室	86	椅子 50脚 50人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800

に改め、

名古屋市立 南押切小学校	プレイルーム	86	椅子 0脚 45人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
名古屋市立 なごや小学校	視聴覚室	89	椅子 50脚 50人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
名古屋市立 なごや小学校分校	多目的室	73	椅子 40脚 40人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800

を

名古屋市立 南押切小学校	プレイルーム	86	椅子 0脚 45人	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
-----------------	--------	----	--------------	---	---	---	-------	-------	-------	---	-------	-------	-------

に改める。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校整備課

名古屋市交通局告示第4号

ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷ（以下「特割ドニチエコきっぷ」という。）を次のように発売します。

平成29年4月7日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 料金

2,000円

2 有効期間

平成29年4月29日から平成29年5月8日まで

3 特割ドニチエコきっぷの内容

使用期間を限定した特割ドニチエコきっぷ（大人券）4枚を1セットとして発売します。

4 発売数量

4,000セット（ただし、1人につき5セットまでの発売とします。）

5 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

6 使用条件

特割ドニチエコきっぷ1枚で大人1人が有効期間内の使用可能日（ドニチエコきっぷの例によります。）1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

平成29年4月24日から平成29年5月8日まで

8 料金の還付

- (1) 特割ドニチエコきっぷの料金の還付は、未使用の乗車券4枚がセットの場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から平成29年5月8日までとします。
- (2) 特割ドニチエコきっぷの料金を還付する場合における手数料は、4枚につき100円とします。

9 不正使用

特割ドニチエコきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、ドニチエコきっぷの例によります。

10 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

農業委員会農地部会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第28条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年 4月 7日

名古屋市農業委員会農地部会長 安井 正義

1 開催日時

平成29年 4月10日（月） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第31号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第32号議案 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について

第33号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第34号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第35号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第36号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

名古屋市農業委員会事務局農政課